

個票8 精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員

※精神科デイ・ケア等を実施している病院で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「精神科ショート・ケア」「精神科デイ・ケア」「精神科ナイト・ケア」「精神科デイ・ナイト・ケア」のいずれかを利用した者について、平成20年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。
 【平成20年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。重度認知症患者デイ・ケアは除く。】

疾患名	総数	年齢階級別患者数									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F0 症状性を含む器質性精神障害											
F00 アルツハイマー病型認知症											
F01 血管性認知症											
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害											
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害											
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害											
覚せい剤による精神及び行動の障害											
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害											
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害											
F3 気分(感情)障害											
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害											
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群											
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害											
F7 精神遅滞[知的障害]											
F8 心理的発達の障害											
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害											
てんかん(F0に属さないものを計上する)											
その他											
合 計											

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

6月30日ないし直前のサービス実施日に、利用者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に"0"を記入する。

個票9 精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

精神科病院が平成20年6月1ヶ月間(30日間)に実施し、精神科訪問看護・指導料を請求した患者について実人数を記入。

疾患名	総数	年齢階級別患者数											
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病型認知症													
F01 血管性認知症													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害													
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害													
F7 精神遅滞[知的障害]													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合 計	(j)												

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(IOD=10)によるものとする。

個票13 「平成20年6月1ヶ月間の訪問看護」実人数(j)と一致すること。

個票10 精神科病院在院患者の処遇

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

(A)(B)(C)(D)(E)は、各々「個票11 精神科病院在院患者の状況」の(A)(B)(C)(D)(E)の男女合計、「個票12 在院期間・年齢別の在院患者数」の(A)(B)(C)(D)(E)と同数になっていること。

病棟「計」は、内数の「夜間外開放」～「左記以外」の計と一致する。
 在院患者数「合計」は、内数の「措置入院」「医療保護入院」「任意入院(計)」「その他入院」の計と一致する。
 任意入院「計」は、内数の個別処遇「開放処遇」～「患者の意思による開放以外の処遇」の計と一致する。

		病棟			保護室の 隔離患者数	身体的拘束を 行っている患者数
		計	夜間外開放	終日閉鎖		
在 院 患 者 数	合計	(A)				
	措置入院	(B)				
	医療保護入院	(C)				
	任意入院	(D)				
	個別の 処遇	開放処遇				
	開放処遇を 制限					
	患者の意思による 開放以外の処遇					
	その他入院	(E)				

(平成20年6月30日現在)

「措置入院」
 他都道府県又は指定
 都市が当該入院措置を
 採った者も含めて、入院
 している措置入院患者
 すべてについて計上
 する。

「その他入院」
 精神保健福祉法に基づ
 く緊急措置入院、応急
 入院、児童福祉法に基
 づく施設への入院およ
 び医療観察法による入
 院等について計上す
 る。

「夜間外開放」
 少なくとも日中の8時間程度以上は、病
 棟の出入りに施錠していない病棟。
 「夜間外開放の病棟」にあつて「開放処
 遇を制限」「患者の意思による開放以外
 の処遇」に該当する患者は、施錠できる
 病室等に入室している患者をいう。

「終日閉鎖」
 原則として終日、
 病棟の出入り口
 を施錠している
 病棟。

内側から患者本人の意思
 によっては出ることができ
 ない部屋の中へ一人だけ
 で入室させることにより当
 該患者を他の患者から遮
 断する行動の制限をい
 い、12時間を超えるものを
 計上する。

衣類または挿入り
 帯等を使用して、一
 時的に当該患者の
 身体を拘束し、その
 運動を抑制する行
 動の制限を行った
 患者数を計上す
 る。

個票11 精神科病院在院患者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

(平成20年6月30日現在)

疾患名	総数	年齢階級別患者数										入院形態別患者数								
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上		措置入院 患者数		医療保護 入院患者数		任意入院 患者数		その他の 入院患者数		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
F0 症状性を含む器質性精神障害																				
F00 アルツハイマー病型認知症																				
F01 血管性認知症																				
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害																				
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害																				
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害																				
覚せい剤による精神及び行動の障害																				
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害																				
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害																				
F3 気分(感情)障害																				
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害																				
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群																				
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害																				
F7 精神遅滞[知的障害]																				
F8 心理的発達の障害																				
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害																				
てんかん(F0に属さないものを計上する)																				
その他																				
合 計	(A)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(B)	(C)	(D)	(E)										

(1)(2)(3)(4)(5)の男女合計は、各々「個票12 在院期間・年齢別の在院患者数」の(1)(2)(3)(4)(5)と同数になっていること。

(A)(B)(C)(D)(E)の男女合計は、各々「個票10 精神科病院在院患者の処遇」、「個票12 在院期間・年齢別の在院患者数」の(A)(B)(C)(D)(E)と同数になっていること。

個票12 在院期間・年齢別の在院患者数

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

(A)(B)(C)(D)(E)は、各々「個票10 精神科病院在院患者の処遇」の(A)(B)(C)(D)(E)、「個票11 精神科病院在院患者の状況」の(A)(B)(C)(D)(E)男女合計と回数になっていること。
また、(1)(2)(3)(4)(5)は、各々「個票11 在院期間・年齢別の在院患者数」の(1)(2)(3)(4)(5)と同数になっていること。

区分		1カ月未満	1カ月以上 3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計
合計	20歳未満									(1)
	20歳以上40歳未満									(2)
	40歳以上65歳未満									(3)
	65歳以上75歳未満									(4)
	75歳以上									(5)
	計	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(A)
措置入院	20歳未満									
	20歳以上40歳未満									
	40歳以上65歳未満									
	65歳以上70歳未満									
	70歳以上75歳未満									
	75歳以上									
計									(B)	
医療保護入院	20歳未満									
	20歳以上40歳未満									
	40歳以上65歳未満									
	65歳以上75歳未満									
	75歳以上									
計									(C)	
任意入院	20歳未満									
	20歳以上40歳未満									
	40歳以上65歳未満									
	65歳以上75歳未満									
	75歳以上									
計									(D)	
その他入院	20歳未満									
	20歳以上40歳未満									
	40歳以上65歳未満									
	65歳以上75歳未満									
	75歳以上									
計									(E)	

注：
過去に入院形態の変更があったとしても、入院が継続している場合は、1回の在院期間として扱い、入院形態の欄には、平成20年6月30日現在の入院形態を記入してください。(ただし、医療観察法の鑑定入院は在院期間に含める。)
(例)
任意入院 | 医療保護入院
5年間
医療保護入院の5年以上10年未満の欄に記入。

個票13 精神科病院の外来・入院状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

すべて、精神科の外来件数を記載。 ※実績のない場合は、それぞれのチェックボックスにレ点を入れてください。

医療観察法の通院処遇下で通院している対象者も含める。
通院処遇下であっても、精神保健福祉法による入院中の対象者は含まない。

平成20年6月1か月間の 外来受診患者数		平成20年6月1か月間の 訪問診療		平成20年6月 1か月間の往診		平成20年6月1か月間の 訪問看護	
実人数	延べ件数	実人数	延べ件数	実人数	延べ件数	実人数	延べ件数
						(ii)	
実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>	

診療報酬上「在宅患者訪問診療料」を請求した患者について記載。

診療報酬上「往診料」を請求した患者について記載。

個票9総数合計(ji)と一致すること。

訪問看護を実施している場合、その件数を記載。

平成20年6月1か月間の訪問看護従事者数(実人員)

うち 専任職員数	うち 精神保健 福祉士数

院内の訪問看護に関する独立部門に所属する職員の数

下表については、平成19年6月1か月間に“新たに”入院した患者についての状況を記入すること。

延べ人数で記載するので、6月中に入院し退院、さらに再度入院した場合は“2”とカウントする。

平成19年6月1か月間の入院患者数	うち 平成19年3月～5月の間に入院歴のある患者数
(N)	

内訳	退院患者数 ※入院形態変更は退院に含めない。											
	平成19年					平成20年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭復帰等												
グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等												
転院												
死亡												
合計												

家族と同居あるいは単身に関わらず施設外で生活するもの。

グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設・福祉ホーム・障害者支援施設等・高齢者福祉施設等に退院したもの。

入院患者が身体的疾患により転院した場合も、「転院」にカウントする。

平成20年6月1日の
残留患者数
(Z)

平成19年6月1ヶ月間の入院・入棟患者数＝各月の退院患者数合計＋平成20年6月1日の残留患者数となる。

個票14 精神科病院平成19年6月入院患者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「個票13 精神科病院の外来・入院状況」において、平成19年6月1カ月間に新たに入院した患者についての状況を記入すること。

(平成19年6月)

疾患名	総数	年齢階級別患者数					入院形態別患者数			
		20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	措置入院 患者数	医療保護 入院患者数	任意入院 患者数	その他の 入院患者数
F0 症状性を含む器質性精神障害										
F00 アルツハイマー病型認知症										
F01 血管性認知症										
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害										
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害										
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害										
覚せい剤による精神及び行動の障害										
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用 による精神及び行動の障害										
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害										
F3 気分(感情)障害										
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害										
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群										
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害										
F7 精神遅滞[知的障害]										
F8 心理的発達の障害										
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 及び特定不能の精神障害										
てんかん(F0に属さないものを計上する)										
その他										
合 計	(N)									

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

(N)は、「個票13 精神科病院の外来・入院状況」の「平成19年6月1カ月間の入院患者数」の(N)と同数になっていること。

個票15 平成20年6月1日残留患者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「個票13 精神科病院の外来・入院状況」において平成19年6月に入院し、平成20年6月1日に退院しないままに残留している患者について、疾患別の患者数を記入すること。

(平成20年6月1日現在)

疾患名	総数	年齢階級別患者数					入院形態別患者数			
		20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	措置入院 患者数	医療保護 入院患者数	任意入院 患者数	その他の 入院患者数
F0 症状性を含む器質性精神障害										
F00 アルツハイマー病型認知症										
F01 血管性認知症										
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害										
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害										
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害										
覚せい剤による精神及び行動の障害										
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用 による精神及び行動の障害										
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害										
F3 気分(感情)障害										
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害										
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群										
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害										
F7 精神遅滞[知的障害]										
F8 心理的発達の障害										
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動 及び情緒の障害及び特定不能の精神障害										
てんかん(F0に属さないものを計上する)										
その他										
合 計	(Z)									

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

(Z)は、「個票13 精神科病院の外来・入院状況」の「平成20年6月1日の残留患者数」の(Z)と同数になっていること。

個票17 精神科診療所等の状況

個票17～20の精神科診療所等は、施設区分1～3のいずれかに該当する医療機関。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

診療所名・病院外来名・精神保健福祉センター名

施設区分	[いずれか1つに○印]
1. 医療法に基づく標ぼう科目を「精神科」「神経科」としている診療所 2. 精神病床を有しない病院の「精神科」「神経科」外来 3. 精神科外来を行っている精神保健福祉センター	

※ただし、特別養護老人ホーム、家裁医務室、企業診療所等一般住民を対象としない施設は除く。

1) 従業者

「常勤」は、精神科の業務に日8時間以上、週4日以上を目安とする。
 「非常勤」は、「常勤」以外で精神科の業務に週1回程度以上勤務している者。

(平成20年6月30日現在)

医 師		うち 指定医		作業療法士		ソーシャルワーカー(社会福祉士を含む)				臨床心理技術者		看護師		准看護師		その他の常勤従業者
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	

看護補助者は常勤者のみここに計上する。

2) 患者数

平成20年6月30日あるいは直前の診療日(1日)の状況を記入。
 【平成20年6月30日が休診の場合、直前の診療日(1日)の状況を記入。】
 ※実績のない場合は、それぞれのチェックボックスにレ点を入れてください。

6月30日の精神科外来受診患者の病名内訳

主たる病名が精神保健福祉法第5条の「精神障害者」である者	左記以外の者
実績なし → <input type="checkbox"/>	実績なし → <input type="checkbox"/>

※精神保健福祉法第5条の「精神障害者」
 ……統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者

3) 外来・往診・訪問看護

平成20年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。
 【すべて精神科の人数を記載】
 ※実績のない場合は、それぞれのチェックボックスにレ点を入れてください。

医療観察法の通院処遇下で通院している対象者も含める。 通院処遇下であっても、精神保健福祉法による入院中の対象者は含めない。							
平成20年6月1ヶ月間の 外来受診患者数		平成20年6月1ヶ月間の 訪問診療		平成20年6月1ヶ月間の 往診		平成20年6月1ヶ月間の 訪問看護実施	
実人員	延べ人数	実人員	延べ人数	実人員	延べ件数	実人員	延べ件数
						(iii)	
実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>	

診療報酬上「在宅患者訪問診療料」を請求した患者について記載。

診療報酬上「往診料」を請求した患者について記載。

個票20 総数合計(iii)と一致すること。

訪問看護を実施している場合、その件数を記載。

個票18 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

保険診療の請求を行っているサービスの、平成20年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。

	実施日数	延べ利用者数	利用実人員	
			うち 平成20年6 月1ヶ月間の 新規利用者	
精神科ショート・ケア				
精神科デイ・ケア				
精神科ナイト・ケア				
精神科 デイ・ナイト・ケア				
重度認知症患者 デイ・ケア				

利用実人員の居住地				
在宅	グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等	高齢者福祉施設	その他	不明

重度認知症患者デイ・ケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と、右表「利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

障害者支援施設、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、高齢対象グループホーム。

個票19 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「精神科ショート・ケア」「精神科デイ・ケア」「精神科ナイト・ケア」「精神科デイ・ナイト・ケア」のいずれかを利用した者について、平成20年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。
 【平成20年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。重度認知症患者デイ・ケアは除く。】

疾患名	総数	年齢階級別患者数												
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上				
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
F0 症状性を含む器質性精神障害														
F00 アルツハイマー病型認知症														
F01 血管性認知症														
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害														
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害														
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害														
覚せい剤による精神及び行動の障害														
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害														
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害														
F3 気分(感情)障害														
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害														
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群														
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害														
F7 精神遅滞[知的障害]														
F8 心理的発達の障害														
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害														
てんかん(F0に属さないものを計上する)														
その他														
合計														

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

6月30日ないし直前のサービス実施日に、利用者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に"0"を記入する。

個票20 精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

精神科診療所等が、平成20年6月1ヶ月間(30日間)に実施し、
精神科訪問看護・指導料を請求した患者について実人数を記入。

疾患名	総数	年齢階級別患者数											
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病型認知症													
F01 血管性認知症													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用 による精神及び行動の障害													
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害													
F7 精神遅滞[知的障害]													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合 計	(iii)												

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

個票17 「平成20年6月1ヶ月間の訪問看護実施」実人数(iii)と一致すること。

個票21 指定障害者支援施設等の状況【入所系】

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

障害者自立支援法に基づく指定又は精神保健福祉法に基づく届出があった事業所等については補助を受けなくても記入。

事業所等名

事業の種類		[該当するものいずれか1つに○印]
1	指定障害者支援施設	←
2	指定共同生活援助事業所（グループホーム） 又は指定共同生活介護事業所（ケアホーム）	
3	宿泊型自立訓練事業所	
4	生活訓練施設	
5	入所授産施設	
6	障害者自立支援法に基づく福祉ホーム	
7	福祉ホームB型	

・「指定障害者支援施設」「指定共同生活援助事業所（グループホーム）又は指定共同生活介護事業所（ケアホーム）」「宿泊型自立訓練事業所」は、改正前の精神保健福祉法に基づく事業所等から移行した施設等及び障害者自立支援法に基づき新たに指定を受けた事業所のうち、精神障害者を主たる対象者として届け出た事業所等を対象とする。

・改正前の精神保健福祉法に基づく施設等から移行した事業所等は障害者自立支援法移行後精神障害者以外の障害者を受け入れることになった場合も調査対象とする。
なお、精神障害者地域生活援助事業の精神障害者グループホームから移行したグループホーム、ケアホームも調査対象に含むこととする。

・「障害者自立支援法に基づき新たな指定を受けた事業所のうち、精神障害者を主たる対象者として届け出た事業所等」というのは「精神障害者」のみを主たる対象者として届け出ている事業所等を調査対象とする。

・グループホームをはじめとして本調査の依頼先（個票の作成）は、指定を受けている事業所単位で作成すること。
つまり、1法人で複数指定を受けている場合は複数枚作成すること。

開設者		[該当するものいずれか1つに○印]	開設年月
1. 社会福祉法人	6. NPO法人		年 (西暦で記入) 月
2. 医療法人	7. その他の法人		
3. 都道府県	8. 任意団体		
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他		
5. 社団・財団法人	(具体的に:)		

運営者		[該当するものいずれか1つに○印]
1. 社会福祉法人	6. NPO法人	
2. 医療法人	7. その他の法人	
3. 都道府県	8. 任意団体	
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他	
5. 社団・財団法人	(具体的に:)	

「指定障害者支援施設」(生産活動が行われるものに限る)及び「入所授産施設」については、事業内容に該当するものすべてに○印を記入すること。

1. クリーニング	5. 縫製	9. 福祉サービス
2. パン・食品製造	6. 部品組み立て・加工	10. その他
3. 情報サービス	7. 印刷・出版	(具体的に:)
4. 喫茶・食堂	8. 木工	

※「性・年齢階級別」20歳未満男性～75歳以上女性の計と、「平成20年6月30日現在の利用実人員」合計と同数となるよう記入すること。
※宿泊型自立訓練を行う事業所においては、宿泊型自立訓練に係る定員を記入すること。

定員	平成20年6月30日現在の利用実人員数										
	合計	性・年齢階級別									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性

個票22 指定障害者福祉サービス事業所等の状況【通所系】

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

障害者自立支援法に基づく指定又は精神保健福祉法に基づく届出があった事業所等については補助を受けなくても記入。

事業所等名

事業の種類		[該当するものすべてに○印]
1. 生活介護事業所	6. 通所授産施設	
2. 自立訓練(生活訓練)事業所	7. 小規模通所授産施設	
3. 就労移行支援事業所	8. 福祉工場	
4. 就労継続支援A型事業所		
5. 就労継続支援B型事業所		

・「生活介護事業所」「自立訓練(生活訓練)事業所」「就労移行支援事業所」「就労継続支援A型事業所」「就労継続支援B型事業所」は、改正前の精神保健福祉法に基づく施設等から移行した事業所及び障害者自立支援法に基づき新たに指定を受けた事業所のうち、精神障害者を主たる対象として届け出た事業所を対象とする。

・改正前の精神保健福祉法に基づく施設等から移行した事業所は障害者自立支援法移行後精神障害者以外の障害者を受け入れることとなった場合も調査対象とする。

・「障害者自立支援法に基づき新たな指定を受けた事業所のうち、精神障害者を主たる対象者として届け出た事業所」というのは「精神障害者」のみを主たる対象者として届け出ている事業所を調査対象とする。

・本調査の依頼先(個票の作成)は、指定を受けている事業所単位で作成すること。つまり、1法人で複数指定を受けている場合は複数枚作成すること。

開設者		[該当するものいずれか1つに○印]	開設年月
1. 社会福祉法人	6. NPO法人		年 (西暦で記入)
2. 医療法人	7. その他の法人		
3. 都道府県	8. 任意団体		月
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他		
5. 社団・財団法人	(具体的に:)		

運営者		[該当するものいずれか1つに○印]
1. 社会福祉法人	6. NPO法人	
2. 医療法人	7. その他の法人	
3. 都道府県	8. 任意団体	
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他	
5. 社団・財団法人	(具体的に:)	

「生活介護事業所」「就労移行支援事業所」「就労継続支援A型事業所」「就労継続支援B型事業所」「通所授産施設」「小規模通所授産施設」「福祉工場」については、事業内容に該当するものすべてに○印を記入すること。

1. クリーニング	5. 縫製	9. 福祉サービス
2. パン・食品製造	6. 部品組み立て・加工	10. その他
3. 情報サービス	7. 印刷・出版	(具体的に:)
4. 喫茶・食堂	8. 木工	

※「性・年齢階級別」20歳未満男性～75歳以上女性の計と、「平成20年6月30日現在の利用実人員」合計と同数となるよう記入すること。
 ※「事業の種類」欄で○印を付した事業についてそれぞれ記入すること。

	定員	平成20年6月30日現在の利用実人員数										平成20年6月1ヶ月の稼働日数	
		合計	性・年齢階級別										
			20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上		
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性		女性
生活介護事業所													
自立訓練(生活訓練)事業所													
就労移行支援事業所													
就労継続支援A型事業所													
就労継続支援B型事業所													
通所授産施設													
小規模通所授産施設													
福祉工場													

個票23 精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況

都道府県・市コード

1) 審査会

平成20年6月1ヶ月間「退院請求」事務等

区分	平成20年6月1ヶ月間事務局対応件数			
	計	うち 電話による問い合わせ・請求	うち 書面による問い合わせ・請求	うち その他
措置入院者				
医療保護入院者				
任意入院者				
その他				
合計				

平成20年6月1ヶ月間「処遇改善請求」事務等

区分	平成20年6月1ヶ月間事務局対応件数			
	計	うち 電話による問い合わせ・請求	うち 書面による問い合わせ・請求	うち その他
措置入院者				
医療保護入院者				
任意入院者				
その他				
合計				

平成20年度「精神医療審査会」の構成

合議体数	委員総数			
	計	うち 精神障害者の医療に関し学識経験を有するもの	うち 法律に関し学識経験を有するもの	うち その他の学識経験を有するもの

2) 措置入院

① 27条2項に基づく措置入院

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間を計上。 【年度内に診察した件数】							
通報件数	措置診察			措置入院のための移送の実施	措置診察の結果		
	実施せず (h)	1次診察のみ実施 (i)	2次診察まで実施 (ii)		措置入院 (j)	措置以外の入院 (k)	入院以外の処遇 (m)

「措置診察」の「実施せず(h)」「1次診察のみ実施(i)」「2次診察まで実施(ii)」の計は、「申請または通報件数」に一致する。(h)=(i)+(ii)

第29条の2の2第1項に基づく移送を行った人数を計上。

「措置診察の結果」の「措置入院(j)」「措置以外の入院(k)」「入院以外の処遇(m)」の計は、「措置診察」の「1次診察のみ実施(i)」「2次診察まで実施(ii)」の計に一致する。(j)+(k)+(m)=(i)+(ii)

② 行動制限

※平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間を計上 【第29条の2の2第3項に基づく行動制限を行った人数を計上。】							
23条	24条	25条	25条の2	26条	26条の2	26条の3	27条2項

3) 医療保護入院および応急入院のための移送 (第34条)

指定医の診察		
事前調査件数	移送の実施	行動制限

平成19年4月1日から平成20年3月末までの1年間を計上する。

第34条に基づく移送を行った人数を計上。

第34条4項に基づく行動制限を行った人数を計上。

4) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

平成20年3月末現在で手帳を所持している者の数を記入。

1級	2級	3級

5) 精神障害者社会適応訓練事業

平成20年6月30日現在		
協力事業所数	利用のある協力事業所数	利用対象者数

登録されている協力事業所の総数を記入。

新規利用者数	利用修了者数	平成19年度									
		利用修了者の状況 ※重複する場合は、主たる状況を優先する。									
		常用雇用	臨時的雇用	自営業	授産施設等	精神科デイ・ケア等通所	在宅	精神科入院	その他	死亡	不明

期限付き、パート等。

授産施設、社会適応訓練、共同作業所等に通所。

精神科ショート・ケア、デイ・ケア、ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケア、保健所デイ・ケア

※「利用修了者の状況」の常用雇用～不明の計と「利用修了者数」が同数となるよう記入すること。

個票24 性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数

都道府県・市コード

平成20年6月1ヵ月分(30日間)の状況を記入。【1級～3級のいずれかの交付者について記入。】
 ※年金証書の写しにより交付したものについては、「年金証書分」として別記する。

疾患名	総数	年齢階級別交付者数											
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病型認知症		※「F0 症状性を含む器質性精神障害」の内訳は記入する必要はありません。											
F01 血管性認知症													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害													
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害													
F7 精神遅滞[知的障害]													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合計													

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

6月1ヵ月分の、交付者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に"0"を記入する。

年金証書分

「年金証書分」は上記総数・合計欄に加算しないこと。

表1. 調査票の新旧対照表(19年度→20年度)

平成19年度個票名		平成20年度個票名の変更点	
総括表	提出書類件数報告	総括表	変更なし
個票1	精神科病院の施設・病床の状況	個票1	精神科病院の施設・従事者の状況
個票2	各精神病棟の状況	個票2	変更なし
個票3	各精神病棟の状況(個票2の続き)	個表3	変更なし
個票4	各精神病棟の状況(個票3の続き)	個表4	変更なし
個票5	老人性認知症疾患治療病棟の状況	個票5	認知症病棟の状況
個票6	応急入院患者の状況	個票6	変更なし
個票7	精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況	個票7	変更なし
個票8	精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	個票8	変更なし
個票9	精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況	個票9	変更なし
個票10	精神科病院在院患者の処遇	個票10	変更なし
個票11	精神科病院在院患者の状況	個票11	変更なし
個票12	在院期間・年齢別の在院患者数	個票12	変更なし
個票13	精神科病院の外來・入院状況	個票13	変更なし
個票14	精神科病院平成18年6月入院患者の状況	個票14	精神科病院平成19年6月入院患者の状況
個票15	平成19年6月1日残留患者の状況	個票15	平成20年6月1日残留患者の状況
個票16	平成19年6月退院患者の状況	個票16	平成20年6月退院患者の状況
個票17	精神科診療所等の状況	個票17	変更なし
個票18	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況	個票18	変更なし
個票19	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	個票19	変更なし
個票20	精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況	個票20	変更なし
個票21	指定障害者支援施設等の状況[入所系]	個表21	変更なし
個票22	指定障害福祉サービス事業者等の状況[通所系]	個表22	変更なし
個票23	精神医療審査会	個表23	精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況 (個表23に統合&一部、衛生行政報告例に移行)
個票24	措置入院等の状況		(個表23に統合&一部、衛生行政報告例に移行)
個票25	精神障害者保健福祉手帳等の状況		
個票26	性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数	個表24	変更なし
コード表	精神科病院	→	変更なし
	精神科診療所等	→	変更なし
	個表21及び22にかかるコード	→	変更なし
	二次医療圏コード	→	変更なし

表2. 変更した主な用語(19年度→20年度)

	平成19年度		平成20年度
用語	老人性認知症疾患治療病棟	→	認知症病棟
	特殊疾患療養病棟	→	特殊疾患病棟
	緊急入院	→	緊急措置入院

表3. 平成20年度調査項目の主な変更点

提出書類件数報告

- 個表1 [老人性認知症疾患センター設置病院数] に「認知症疾患医療センター」を追加した。
- 個表5 [老人性認知症疾患病棟の状況] を[認知症病棟の状況]に変更した。

個票1 精神科病院の施設・従事者の状況

- 病院区分④の「精神科救急システム整備事業」を「精神科救急医療体制整備事業」に変更した。
- 病院区分④の「老人性認知症疾患センター」に「認知症疾患医療センター」を追加した。
- 専門病棟の状況の「病棟なし」を「病床なし」に変更した。
- 専門病棟の状況の説明を変更した。

個票2～4 各精神病棟の状況

- [在院期間別]の部分に説明を加えた。
- [②入院料等の届出]の「精神科救急入院料」を1と2に分けた。
- [②入院料等の届出]に「精神科救急・合併症入院料」を追加した。
- [②入院料等の届出]の「老人性認知症疾患治療病棟入院料」を「認知症病棟入院料」に変更した。

個票5 老人性認知症疾患治療病棟の状況

- 「老人性認知症疾患治療病棟」を「認知症病棟」に変更した。
- [平成18年度6月1ヶ月間の入院・入棟患者数]から「入棟」を削除した。

個票10 精神科病院在院患者の処遇

- [その他の入院]を[その他入院]に変更し、「緊急入院」を「緊急措置入院」に変更。

個票12 在院期間・年齢別の在院患者数

- 措置入院者の年齢区分に70歳以上75歳未満を追加。

個票13 精神科病院の外来・入院状況

- 「※「往診」「訪問看護」の実績―」を「※実績―」に変更した。
- 精神科の外来件数の集計から、前年6月1ヶ月間の集計を削除した。
- [外来受診患者数]の延べ件数の注意書き「精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケア、重度認知症患者デイ・ケアの延べ人数を記載。」を削除した。

- 平成 20 年 6 月 1 ヶ月間の訪問診療を追加。

個票 17 精神科診療所等の状況

- 冒頭に「個表 17～20 の精神科診療所等は施設区分 1～3 のいずれかに該当する医療機関。」という説明を加えた。
- [施設区分]の「診療科目」を「医療法に基づく標ぼう科目」に改めた。
- [3) 外来・往診・訪問看護]に[平成 20 年 6 月 1 ヶ月間の訪問診療]を追加した。

個票 21 指定障害者支援施設等の状況[入所系]

- 「障害者自立支援法及び精神保健福祉法―」を「障害者自立支援法に基づく指定又は精神保健福祉法―」と修正した。
- [事業の種類]の注意書きに
 - 改正前の精神保健福祉法に基づく施設等から移行した施設等は障害者自立支援法移行後精神障害者以外の障害者を受け入れることとなった場合も調査対象とする。なお、精神障害者地域生活援助事業の精神障害者グループホームから移行したグループホーム、ケアホームも調査対象に含むこととする。
 - 「障害者自立支援法に基づきあらたな指定を受けた事業所のうち、精神障害者を主たる対象者として届け出た施設等」というのは「精神障害者」のみを主たる対象者として届け出ている施設及び事業所を調査対象とする。
 - グループホームをはじめとして本調査の依頼先（個表の作成）は、指定を受けている事業所単位で作成すること。つまり、1 法人で複数指定を受けている場合は複数枚作成すること。」
 という文言を追加した。

個表 22 指定障害福祉サービス事業者等の状況[通所系]

- 「障害者自立支援法及び精神保健福祉法―」を「障害者自立支援法に基づく指定又は精神保健福祉法―」と修正した。

個票 23 精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況（旧個表 24 の一部、個表 25 も統合）

- 旧個表 23 及び旧個表 24 の一部の項目を衛生行政報告例に移行。
- 旧個表 24 より[措置入院]の「行動制限」の部分を追加。
- 旧個表 24 より[医療保護入院および応急入院のための移送（第 34 条）]を追加。
- 旧個表 25 の各項目を追加。